

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可に係る 経済産業大臣からの意見聴取への対応方針について

令和6年1月11日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

(趣旨)

令和5年12月22日に、みなし熱供給事業者である芦屋浜エネルギーサービス株式会社から経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われ、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に認可に係る意見聴取があったところ、当該意見聴取への委員会の対応方針について御審議いただきたい。

1. 経緯

令和5年12月22日に、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第52条第1項の規定に基づき、芦屋浜エネルギーサービス株式会社から経済産業大臣に、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請が行われた。

また、これを踏まえて、経済産業大臣から委員会に対して、当該変更認可に係る意見聴取があった。

(参考)

- ✓ 芦屋浜エネルギーサービス株式会社の概要
 - ・設立：昭和52年5月
 - ・資本金：50百万円
 - ・従業員：8名（令和5年3月末 嘱託社員・派遣社員含む）
- ✓ 変更認可申請地区概要（芦屋浜高層住宅地区）
 - ・供給開始：昭和54年3月（事業許可：昭和52年11月）
 - ・需要
 - 住宅用：2,520件（令和5年3月末時点）
 - 業務用：2件（令和5年3月末時点）
 - ・供給熱媒体
 - 住宅用：温水（暖房・給湯）
 - 業務用：温水（暖房）・蒸気（冷房）
 - ・熱発生機器：ボイラー（都市ガス）

2. 申請の概要

申請の詳細については資料4-1のとおりであり、営業費等の項目及び今般の変更認可申請における計上項目の一覧は、本資料の参考3に記載のとおりである。

3. 審査の進め方

経済産業省は、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請を受け付けた場合、あらかじめ委員会の意見を聴取した上で、認可の可否を判断する。その上で、委員会は、指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領及び指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領に基づき審査を行う。なお、申請書の受付から認可までの標準処理期間は1月である。

今般の指定旧供給区域熱供給規程の認可(変更認可)に係る審査については、これまでの指定旧供給区域熱供給規程の変更認可における審査事例等を勘案し、事務局において審査の上、委員会で御審議いただくこととしたい。

4. 審査における論点

委員会は、指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領及び指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領(資料4-2)に基づき審査を行うが、これらの要領を踏まえつつ、資料4-3に示す論点について審査を行うこととしたい。

以上

<参考1> 参考条文

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）（抄）

附 則

（みなし熱供給事業者の供給義務等）

第五十条 みなし熱供給事業者（地方公共団体を除く。以下同じ。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし熱供給事業者に係る旧熱供給事業法第四条第一項第二号の供給区域であって、当該供給区域内の熱供給（新熱供給事業法第二条第一項に規定する熱供給をいう。以下この項において同じ。）を受ける者が当該みなし熱供給事業者が行う熱供給に代わる熱源機器を選択することが困難であることその他の事由により、当該供給区域内の熱供給を受ける者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域」という。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域需要」という。）に応ずる熱供給を保障するための熱供給（以下「指定旧供給区域熱供給」という。）を拒んではならない。

2～6 略

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 略

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 略

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 略

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（抄）

第1 審査基準

（9）改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可

改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可に係る審査基準は、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙2「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」のとりとする。

＜参考2＞指定旧供給区域の一覧（17 地域）

地域名	住所	事業者名	契約件数
札幌市光星	北海道札幌市	(株)北海道熱供給公社	87 件
札幌市厚別	〃	北海道地域暖房(株)	4,956 件
札幌市真駒内	〃	北海道地域暖房(株)	1,591 件
苫小牧市日新団地	北海道苫小牧市	苫小牧熱サービス(株)	584 件
苫小牧中心街南	〃	(株)苫小牧エネルギー公社	723 社
苫小牧市西部	〃	苫小牧熱供給(株)	2,368 件
東京臨海副都心	東京都港区	東京臨海熱供給(株)	48 件
光が丘団地	東京都練馬区	東京熱供給(株)	11,110 件
品川八潮団地	東京都品川区	東京熱供給(株)	5,036 件
箱崎	東京都中央区	東京都市サービス(株)	184 件
本駒込2丁目	東京都文京区	東京都市サービス(株)	396 件
大崎1丁目	東京都品川区	東京都市サービス(株)	157 件
恵比寿	東京都渋谷区	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	973 件
みなとみらい21中央	神奈川県横浜市	みなとみらい二十一熱供給(株)	64 件
ささしまライブ24	愛知県名古屋市	名古屋都市エネルギー(株)	4 件
芦屋浜高層住宅	兵庫県芦屋市	芦屋浜エネルギーサービス(株)	2,540 件
下川端再開発	福岡県福岡市	(株)福岡エネルギーサービス	28 件

出典：熱供給事業便覧（令和4年版）

＜参考3＞営業費等の項目及び計上項目の一覧

項目	申請事業者における原価計上の有無
役員給与	○
給料手当	○
退職金	○
雑給	—
厚生費	○
燃料費	○
冷温熱購入費	—

修繕費	○
電力料	○
水道料	○
消耗品費	○
賃借料	○
委託作業費	○
租税課金	○
試験研究費	—
需要開発費	—
固定資産除却費	—
貸倒償却	○
雑費	○
減価償却費	○
他勘定振替額（△）	—
営業外費用	—
事業報酬	○
法人税・住民税・事業税	○
控除項目	—



熱料金の見直しについて

令和5年 12月22日

芦屋浜エネルギーサービス株式会社

はじめに	・ ・ ・ ・ ・	2
1. 熱料金見直しの背景		
(1) 損益状況	・ ・ ・ ・ ・	4
(2) 財務状況	・ ・ ・ ・ ・	5
(3) 燃料コスト・都市ガス価格の推移	・ ・ ・ ・ ・	6
(4) 開栓戸数の変化	・ ・ ・ ・ ・	7
2. 熱料金の認可申請概要		
(1) 申請原価の概要	・ ・ ・ ・ ・	9
(2) 熱料金の値上げ幅	・ ・ ・ ・ ・	10
(3) 原価算定期間における需要想定	・ ・ ・ ・ ・	11
(4) 前回原価との比較	・ ・ ・ ・ ・	12
3. 熱料金の値上げなど		
(1) 熱料金値上げによる影響額	・ ・ ・ ・ ・	15
(2) 熱料金以外の見直し内容	・ ・ ・ ・ ・	16
(3) 今後の熱料金についての検討	・ ・ ・ ・ ・	18
(4) スケジュール	・ ・ ・ ・ ・	19

当社は兵庫県芦屋市の南に位置する「芦屋浜高層住宅地区」におきまして、45年にわたり安定した熱供給を継続しています。

当社は、前回の改定時期にあたる平成元年には開栓戸数3,076件のお客さまに熱を供給してまいりましたが、昨今、離脱、閉栓や退去等がすすみ、現在の開栓戸数は2,520戸に減少しています。加えて、このたびのウクライナ情勢を契機とする世界的なエネルギー価格の高騰により燃料費が高騰し、令和4年度の収益は1億円を超える大幅な赤字決算となりました。

このため、当社は経営の安定化を図るとともに、当地区に安定した熱を安全に供給し続けるためにも、値上げの申請を行うこととさせていただきました。

お客さまには厳しい経済状況の中で、更なるご負担をおかけすることになりますが、当社は今後も経営効率化を進め、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいりますので、なにとぞご理解を賜りますようよろしくお願いします。

芦屋浜エネルギーサービス株式会社 代表取締役社長 谷 敏成

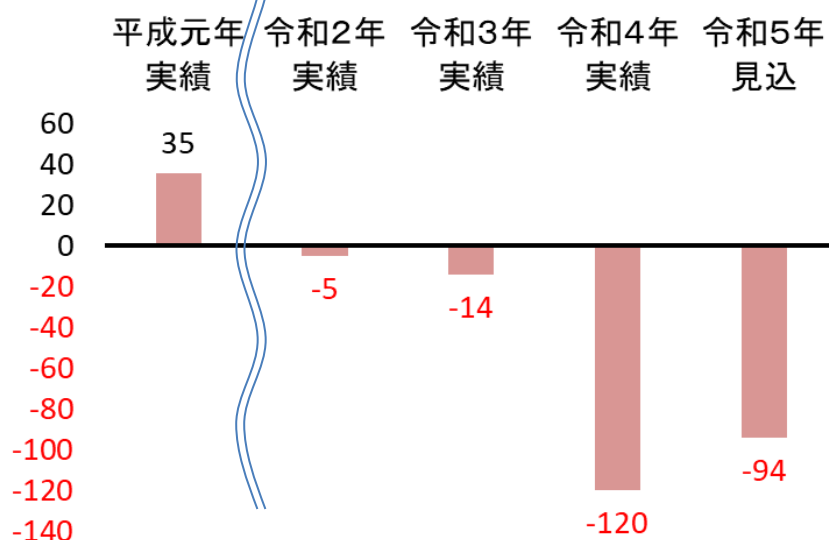
1. 熱料金見直しの背景

(1) 損益状況

- 世界的な燃料価格の高騰により、弊社購入燃料価格が高騰したため、熱供給コストが熱事業収入を大きく上回る状態が続いています。
- このため、熱事業損益は令和4年度▲120百万円、令和5年度▲94百万円見込となり、今後も同等の損失が予測されます。

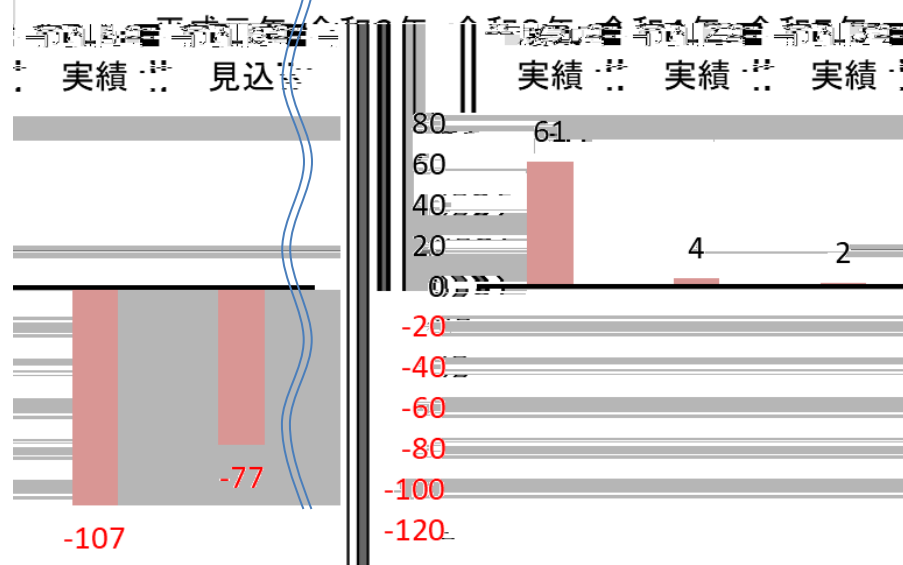
熱事業損益

(単位 百万円)



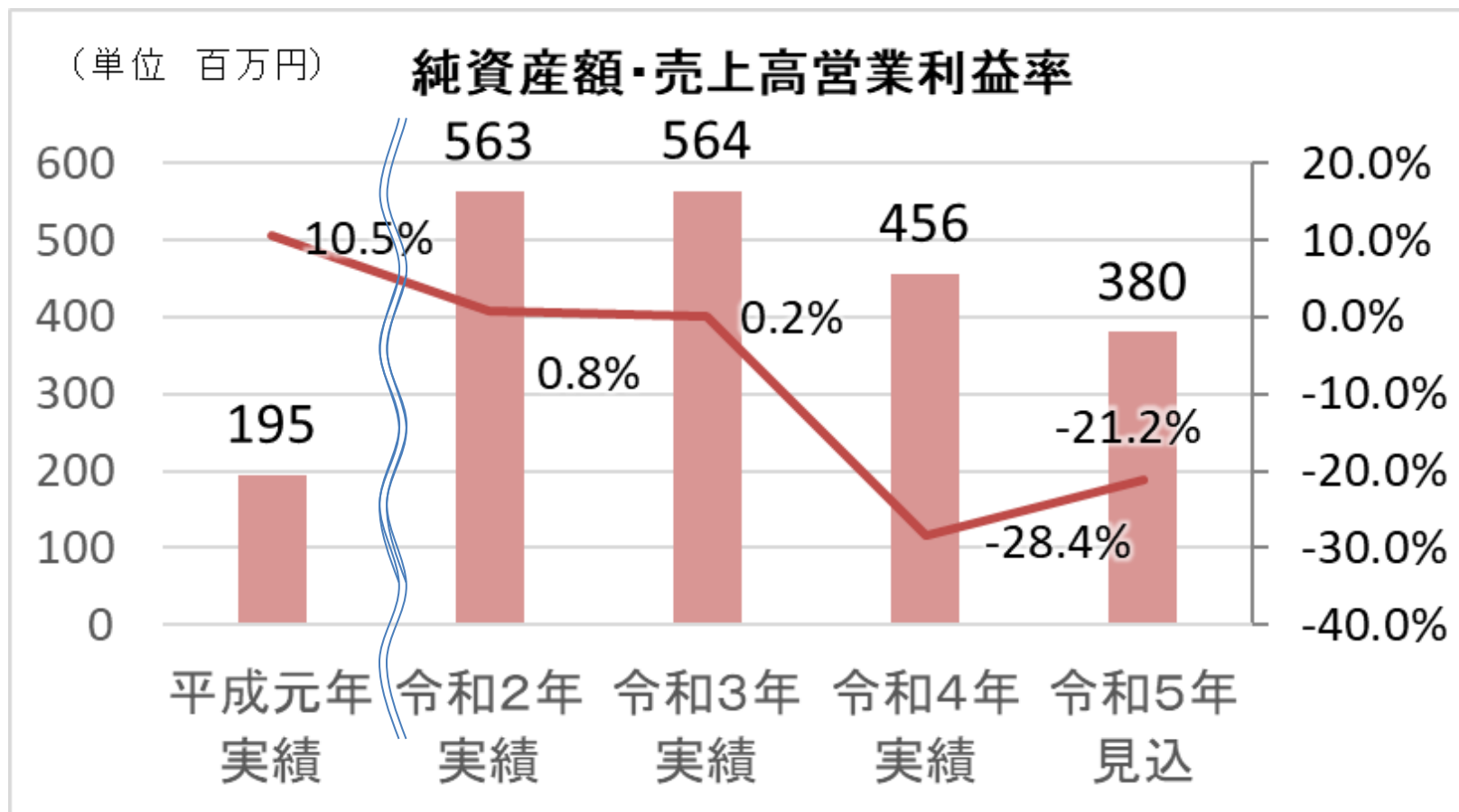
経常収支

(単位 百万円)



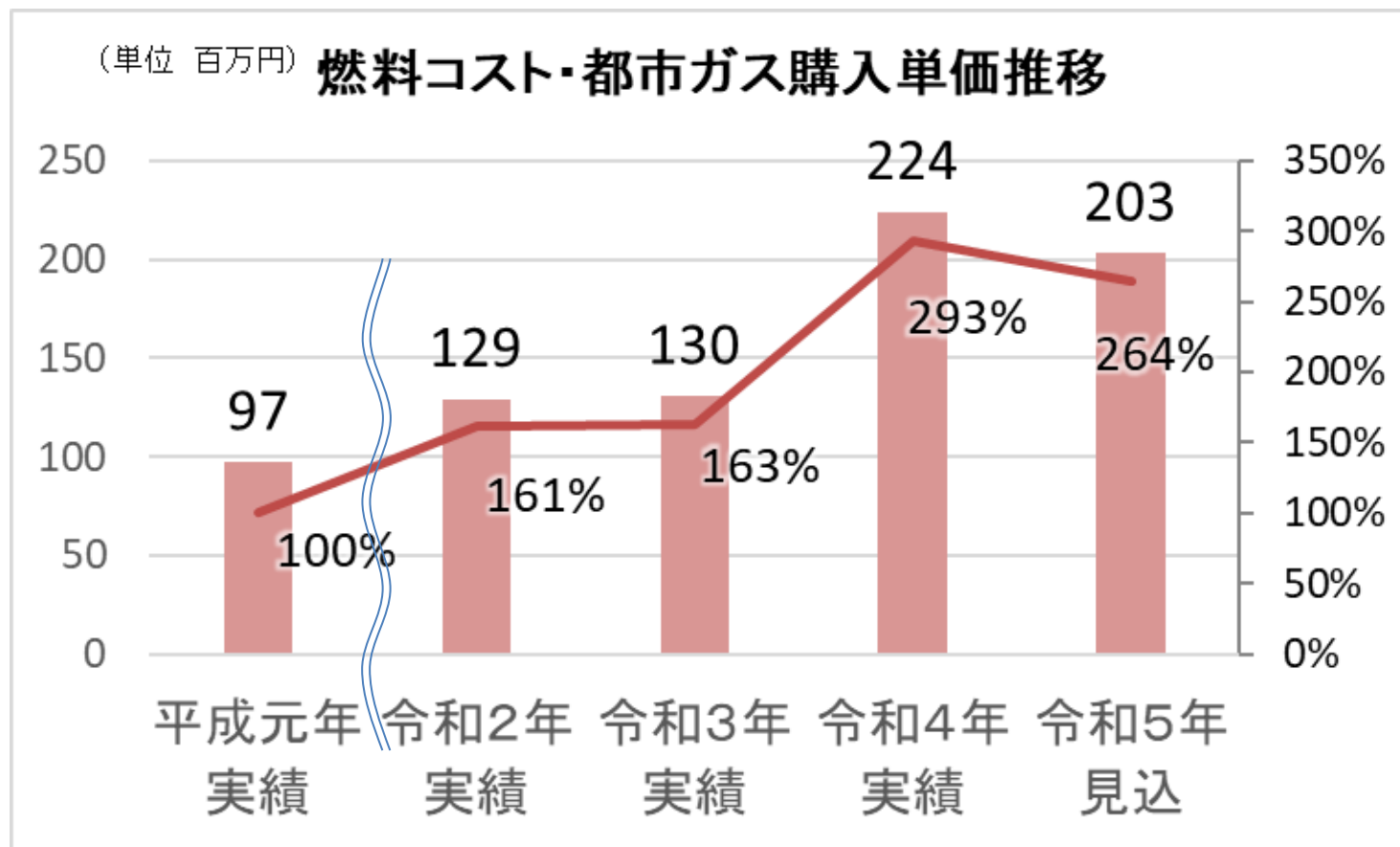
(2) 財務状況

- 令和4年度の107百万円の損失により純資産額は456百万円に減少しました。また令和5年度も0.7億円の損失が見込まれており、さらに減少する見込みです。
- 熱の安定供給を継続するためにも、これ以上の悪化を回避する必要があると考えております。



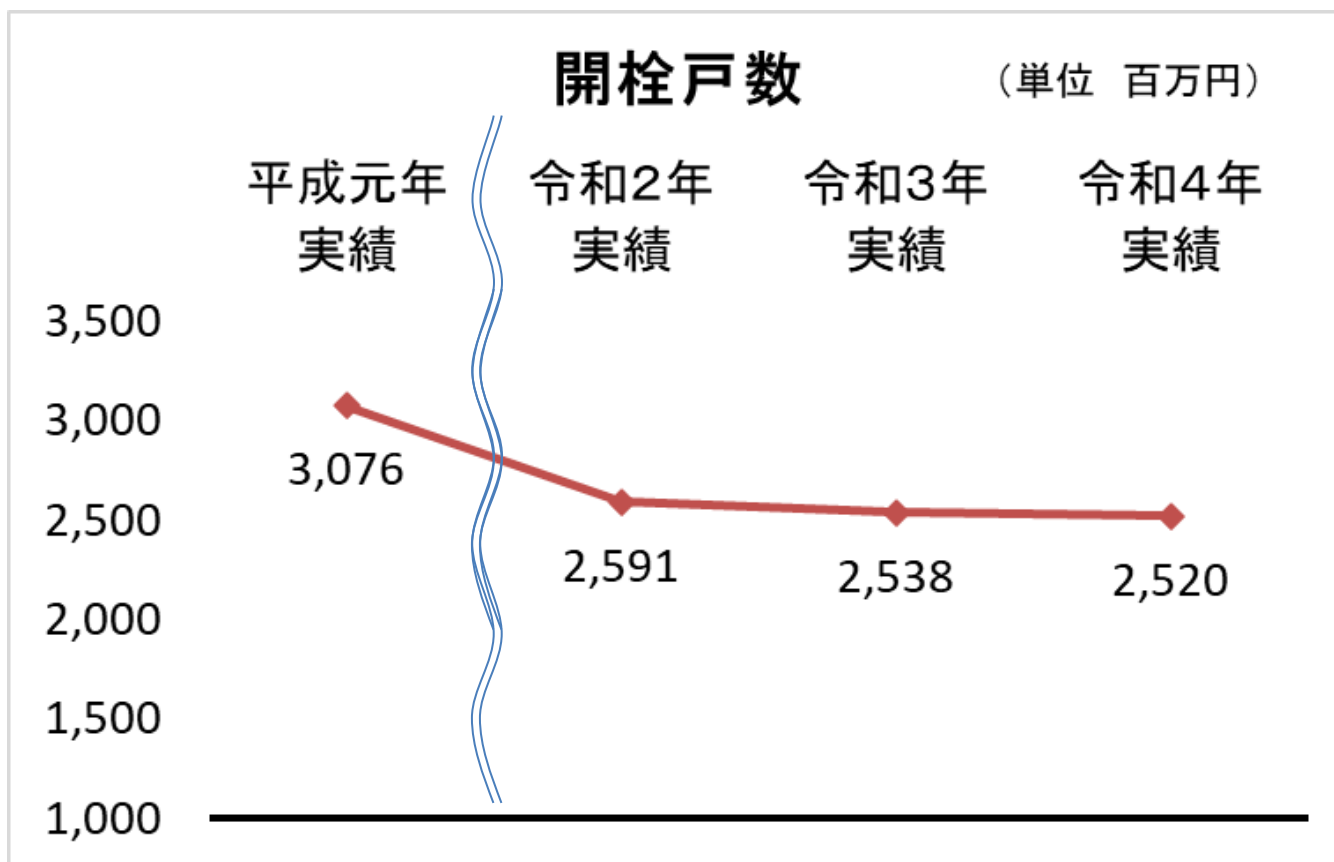
(3) 燃料コスト・都市ガス価格の推移

- 当社は都市ガスを燃料に熱を製造しております。
- 令和4年度の都市ガス価格は、現行料金設定時の単価と比べ、293%まで上昇したため、燃料コストは1億円以上の増加となりました。
- また令和5年度の見通し同様に、都市ガス価格の高騰による燃料コスト増を見込んでいます。



(4) 開栓戸数の変化

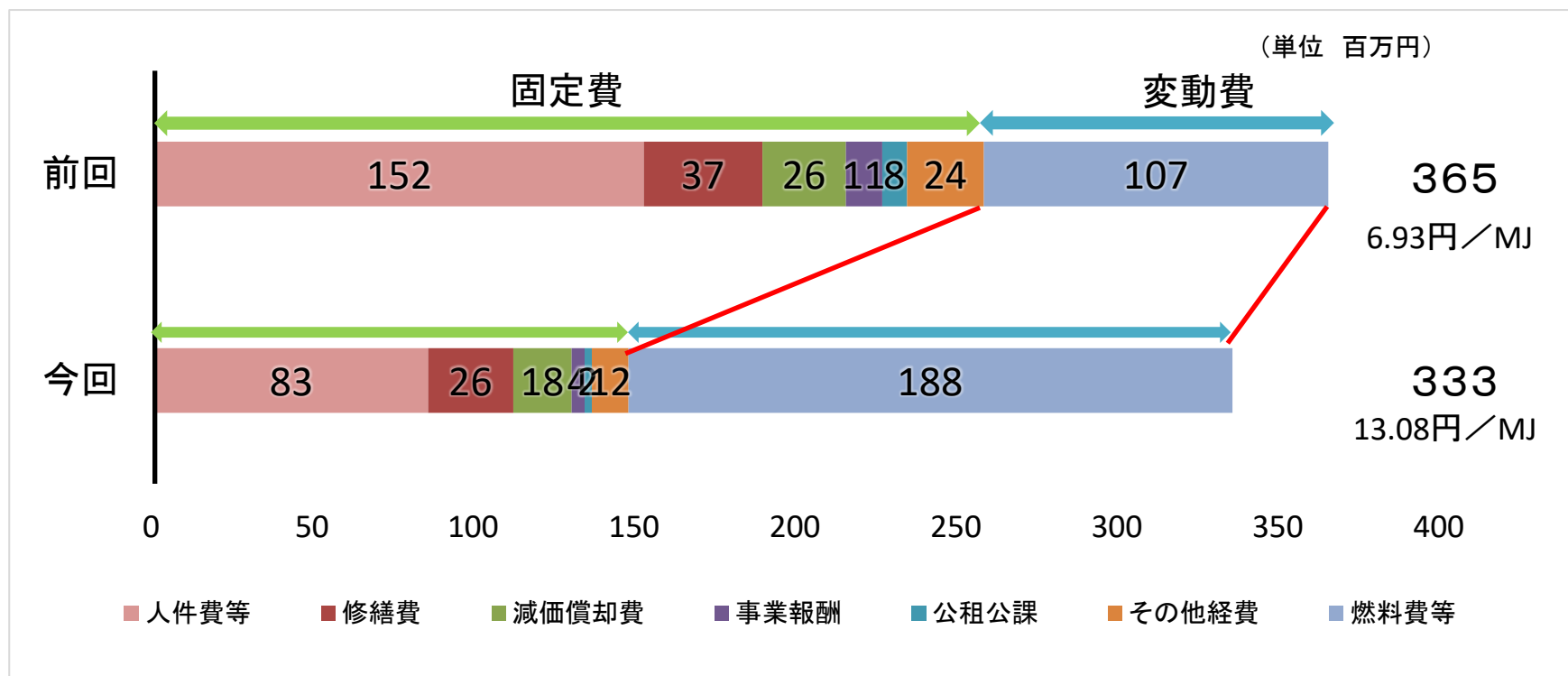
- 当社の熱をご利用されるお客さま数（開栓戸数）は、離脱や退去・閉栓により年々減少しています。
- 現行熱料金認可時の平成元年と比べると約500戸以上の件数減となっており収入の減少に繋がっています。



2. 熱料金の認可申請概要

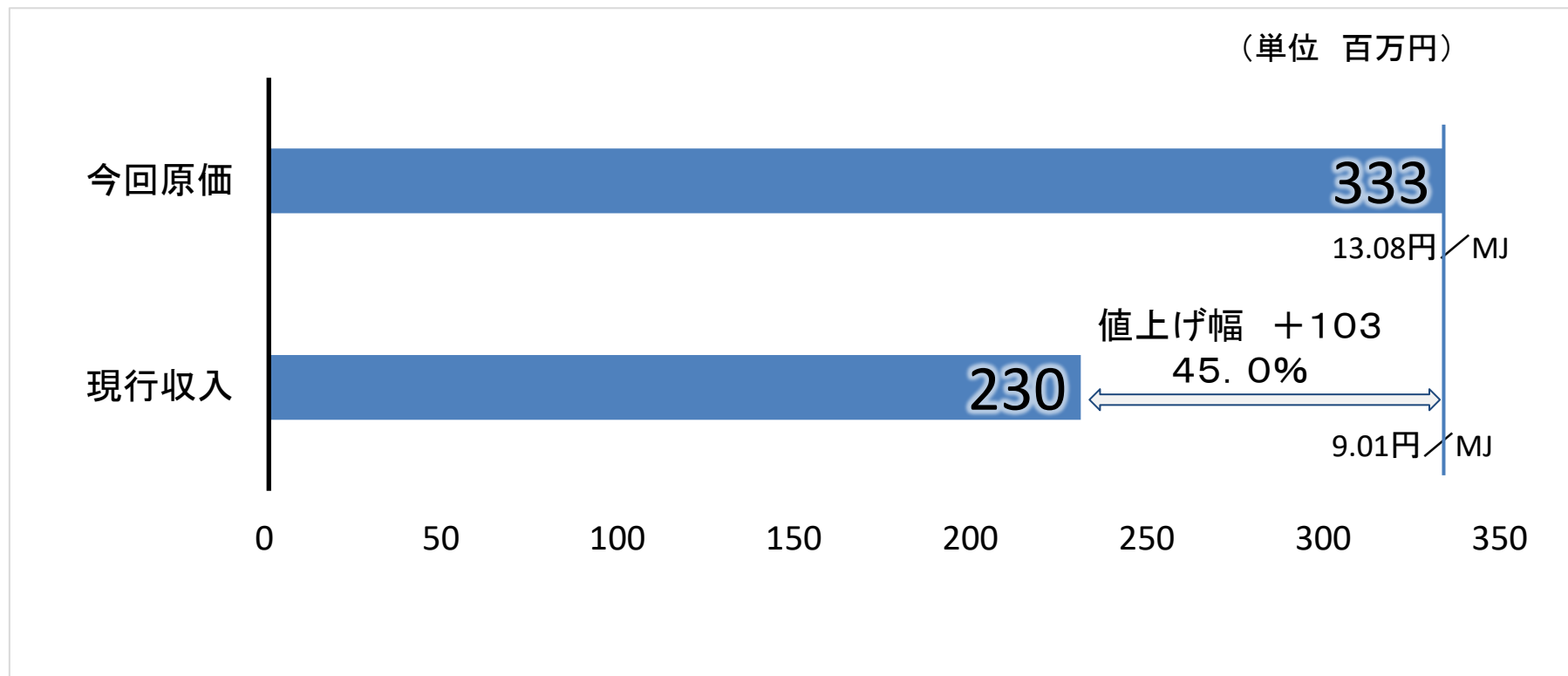
(1) 申請原価の概要

- 原価算定期間である令和6年4月～令和11年3月の原価を算定した結果、333百万円／年となりました。前回原価と比較して、およそ32百万円減少しています。
- 原価低下の要因は、業務の外注化や設備のスリム化により修繕費、減価償却費など固定費を▲110百万円コストダウンを図ってまいりましたが、一方で燃料費が80百万円増加しています。



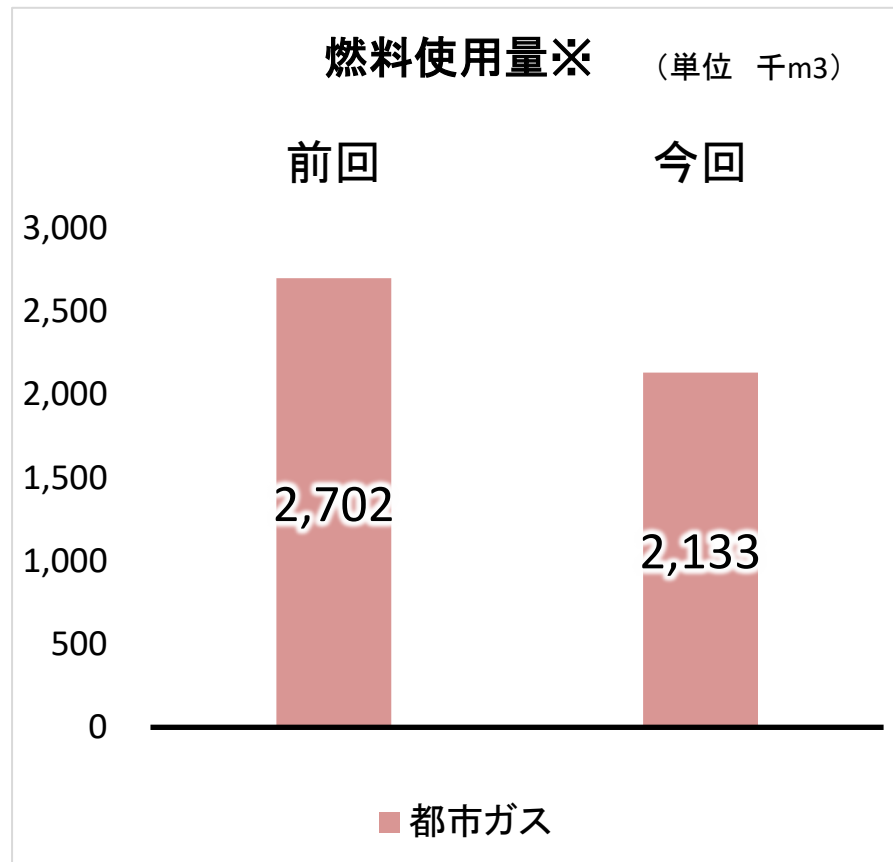
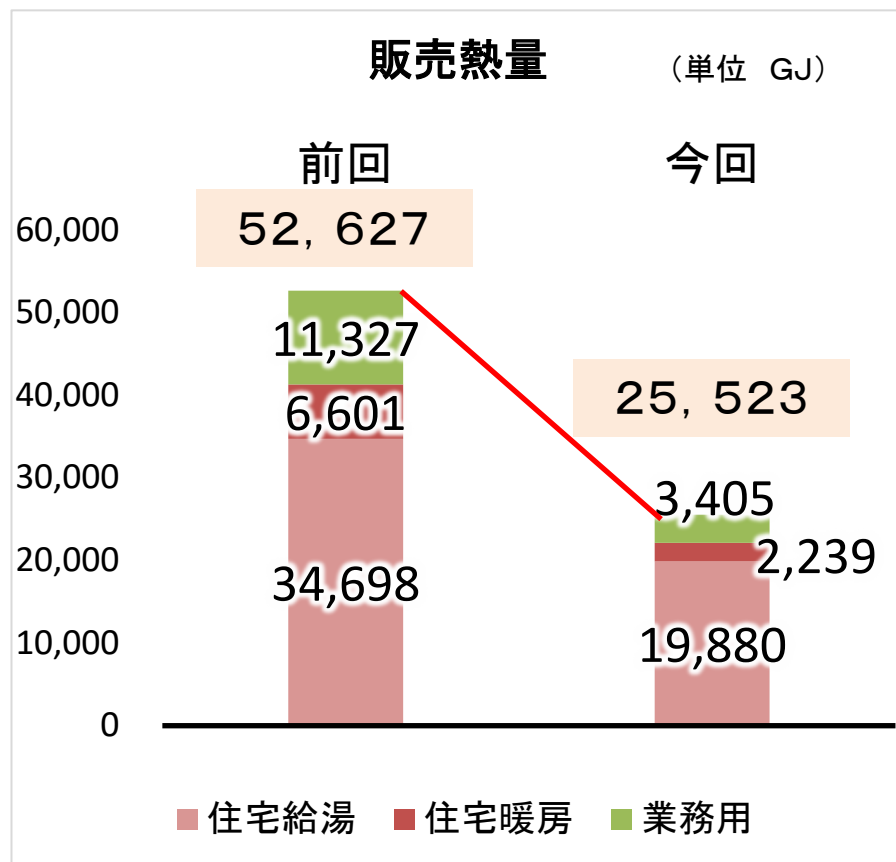
(2) 熱料金の値上げ幅

- 今回原価（333百万円／年）と今回の需要想定をもとに現行料金から求めた熱料金収入（230百万円／年）との不足額103百万円／年（+45.0%）を熱料金値上げ幅として申請いたしました。
- 認可された場合、令和6年4月1日から実施する予定です。



(3) 原価算定における需要想定

- 住宅需要は令和5年度末の需要家件数見込2,520件に令和2年度～令和4年度の戸数あたりの熱需要量実績を乗じ算出。業務用需要は令和2年度～4年度の需要実績の平均値を設定しています。
- 上述の需要想定により、燃料使用量は年間2,133m³と想定しています。



※平成元年燃料使用量 灯油1,356 kL (36.837MJ/L)、都市ガス1,591m³ (18.837MJ/m³) を、比較のために都市ガス45MJ/m³で換算

(4) 前回原価との比較

- 前回原価との比較において、人件費、修繕費などが110百万円減少する一方で、燃料費が81百万円増加しました。

	前回原価 (A)	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	今回原価 (B)	差額 (B-A)
人件費等	152	83	85	87	83	▲ 69
修繕費	37	13	14	28	26	▲ 11
減価償却費	26	9	10	5	18	▲ 8
事業報酬	11	--	--	--	4	▲ 7
租税課金	8	2	2	2	2	▲ 6
その他経費	24	13	12	13	12	▲ 12
燃料費等	107	135	136	231	188	+81
	364	254	259	366	333	▲ 31

	前回原価	今回原価	差額
人件費等	152	83	▲ 69

人件費には、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費等が含まれます。外注化の推進による従業員数削減等により▲69百万円減少しています。

(4) 前回原価との比較

	前回原価	今回原価	差額
修繕費	37	26	▲ 11

修繕費は前回改定以降、炉筒煙管式蒸気ボイラーの撤去など保有設備を簡素化し経常修繕を▲11減少しています。

	前回原価	今回原価	差額
減価償却費	26	18	▲ 8

供給開始から40年以上が経過し、償却済資産数が増加したことにより、▲ 8 減少しています。

	前回原価	今回原価	差額
事業報酬	11	4	▲ 7

算定要領に基づき算定しています。事業報酬率の差異等により▲ 7 減少しています。

	前回原価	今回原価	差額
租税課金	8	2	▲ 6

税金、緑道占用料、河川占用料等が含まれます。償却済資産が増加し償却資産税の減少により▲6減少しています

	前回原価	今回原価	差額
その他経費	24	11	▲ 12

貸倒償却の減少▲ 1、交際費や旅費交通費の減少により雑費▲ 7 等により▲ 1 2 減少しています。

	前回原価	今回原価	差額
燃料費等	107	188	+81

燃料（都市ガス）費、電力料、水道料等が含まれます。燃料費が+ 8 4と増加する一方、販売熱量低下により電力料、水道料で▲ 3 減少しています。

3. 熱料金の値上げなど

(1) 熱料金値上げによる影響額

- お客さまのご利用状況に応じ、1 か月あたりの影響額は以下の通りです。

用途	モデル	現行料金	値上げ後の料金 (円/月)	値上げ幅 (円/月)
給湯 + 暖房を利用	給湯 33m3/月 暖房 209暖房単位/年	9,031	13,485	4,454
給湯を利用	給湯 35m3/月	7,719	10,656	2,937

※モデル 2022年度12か月間ご利用のお客さまの平均使用量により試算

(2) 熱料金以外の見直し内容

- 新旧料金の切替にあたっての取扱いを明確にしました。

附則2. 改正に伴う経過措置

前項の規定にかかわらず、令和元年9月30日以前から継続して供給するお客さまの、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。



前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日以前から継続して供給するお客さまの、令和6年4月1日から令和6年4月30日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。

(2) 熱料金以外の見直し内容

- 離脱住戸への料金制度を廃止いたします。

2.適用区域

芦屋市高浜町9番 若葉町3番



削 除

32.使用量の計算

L

0.100



削 除

別表1 住宅料金表

民間住宅(アステム芦屋)	C ₁ ,C ₂ ,C ₃ ,C ₄ C ₅ ,C ₆ タイプ	7,161円(税込)
民間住宅(アステム芦屋)	C ₇ タイプ	8,129円(税込)
民間住宅(アステム芦屋)	C ₈ ,C ₉ タイプ	8,954円(税込)
民間住宅(アステム芦屋)	C ₁₀ ,C ₁₁ タイプ	5,764円(税込)
民間住宅(アステム芦屋)	C ₁₂ タイプ	4,532円(税込)
民間住宅(アステム芦屋)	C ₁₃ タイプ	13,046円(税込)



削 除

別表3 住宅型式暖房空調機の適用

民間住宅(アステム芦屋)	C ₁ ,C ₂ ,C ₃ ,C ₄ C ₅ ,C ₆ タイプ	L
民間住宅(アステム芦屋)	C ₇ タイプ	L
民間住宅(アステム芦屋)	C ₈ ,C ₉ タイプ	M
民間住宅(アステム芦屋)	C ₁₀ ,C ₁₁ タイプ	M
民間住宅(アステム芦屋)	C ₁₂ タイプ	M
民間住宅(アステム芦屋)	C ₁₃ タイプ	L



削 除

(3) 今後の熱料金についての検討

- 今後につきましては、エネルギー情勢をみながら値下げの検討を進めてまいります。

(4) スケジュール

- 指定旧供給区域に指定されている熱供給事業者は、需要家保護の観点から料金規制や供給義務などの規制があり、変更などには経済産業大臣の認可が必要となります。

令和6年

- | | |
|----|---|
| 1月 | 需要家さまへの周知チラシ配布（1回目）
弊社ホームページに申請概要を掲載
電話相談窓口の解説（5月ごろまで継続する予定）
需要家さま向け説明会（第1回）開催 |
| 2月 | 認可予定
需要家さまへの周知チラシ配布（2回目）
需要家さま向け説明会（第2回）開催 |
| 4月 | 4月1日から新料金開始
再度、周知チラシ配布予定（3回目） |

以上

経済産業省

20160329 資 第 15 号

平成 28 年 3 月 31 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

経済産業大臣 林 幹雄

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則に基づく熱供給事業に関する規定に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の審査基準及び同法第 12 条第 1 項の処分の基準は、次のとおりとする。

第 1 審査基準

- （1）改正法附則第 50 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第 7 条の規定による改正前の熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号。以下「なお効力を有する旧法」という。）第 6 条第 3 項の規定による指定期間の延長

なお効力を有する旧法第 6 条第 3 項の指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。

- ① 天災その他不測の事態により指定旧供給区域熱供給を開始できない場合
- ② 当初予想されなかった景気変動、都市計画又は道路計画の遅延等の社会的経済的事情により指定旧供給区域熱供給を開始できない場合

- （2）なお効力を有する旧法第 9 条第 1 項の規定による指定旧供給区域熱供給の譲渡し及び譲受けの認可

なお効力を有する旧法第 9 条第 1 項の規定による指定旧供給区域熱供給の譲渡し及び譲受けの認可に係る審査基準については、譲受者について、改正法附則第 51 条第 1 項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準を準用するものとする。

- （3）なお効力を有する旧法第 9 条第 2 項の規定による法人の合併及び分割の認可

なお効力を有する旧法第 9 条第 2 項の規定による法人の合併及び分割の認可に係る審査基準については、合併後及び分割後の法人について、改正法附則第 51 条第 1 項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準を準用するものとする。

(4) なお効力を有する旧法第11条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給の休廃止の許可

なお効力を有する旧法第11条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給の休廃止の許可については、同条第3項に許可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(5) なお効力を有する旧法第11条第2項の規定による法人の解散決議等の認可

なお効力を有する旧法第11条第2項の規定による法人の解散決議等の認可については、同条第3項に認可の基準が規定されており、更に具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

(6) なお効力を有する旧法第15条第1項ただし書の規定による指定旧供給区域熱供給規程以外の供給条件の認可

なお効力を有する旧法第15条第1項ただし書の規定による指定旧供給区域熱供給規程以外の供給条件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 天災地変等により災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合
- ② 熱供給を受ける他の者と比較して、需要形態が著しく異なる場合
- ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴い、熱供給事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的に料金の引下げを行う場合

(7) 改正法附則第51条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可

改正法附則第51条第1項の規定による指定旧供給区域の変更の許可に係る審査基準は、同条第2項各号に許可の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

- ① 指定旧供給区域熱供給を適正かつ確実に遂行するために必要な資金を確保することができると認められる場合
- ② 熱供給施設の適切な維持及び運用に必要な技術者を確保していることその他の熱供給施設の工事、維持及び運用に関する保安の体制が適正であり、公共の安全を確保することができるものと認められる場合
- ③ 当面見込まれる熱供給の相手方の熱供給に対する需要の最大値（以下「最大需要」という。）を適切に見込んでいること、熱供給事業者の熱供給施設及び他の者から熱供給事業の用に供するための温水、冷水又は蒸気（以下「温水等」という。）の供給を受ける場合における当該温水等の熱量を供給能力として過大に見込んでいることその他の理由により、最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できると認められる場合

(8) 改正法附則第51条第5項の規定による指定期間の延長

改正法附則第 5 1 条第 5 項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、なお効力を有する旧法第 6 条第 3 項の規定による指定期間の延長に係る審査基準を準用するものとする。

(9) 改正法附則第 5 2 条第 1 項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可

改正法附則第 5 2 条第 1 項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可に係る審査基準は、同条第 2 項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙 1 「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙 2 「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」のとおりとする。

(10) 改正法附則第 5 3 条の規定による旧認可供給条件の承認

改正法附則第 5 3 条の規定による旧認可供給条件の承認に係る審査基準については、なお効力を有する旧法第 1 5 条第 1 項ただし書の規定による指定旧供給区域熱供給規程以外の供給条件の認可を受けたとみなすべき場合とし、より具体的には、改正法第 7 条の規定による改正前の熱供給事業法（以下「旧法」という。）第 1 5 条第 1 項ただし書の規定による供給規程以外の供給条件として認可を受けた場合とする。

第 2 処分の基準

(1) 改正法附則第 5 0 条第 1 項の指定旧供給区域の指定

改正法附則第 5 0 条第 1 項の指定旧供給区域の指定については、同項に指定の基準が規定されているところであり、より具体的には、旧法第 4 条第 1 項第 2 号の供給区域であって、当該供給区域内の熱供給を受ける者が、協定、分譲住宅の譲渡に関する契約、賃貸住宅の賃貸に関する契約等により、当該供給区域に係るみなし熱供給事業者が行う熱供給を受けることとされているものとする。

(2) なお効力を有する旧法第 1 2 条第 1 項の規定による熱供給事業法第 3 条の登録の取消し

なお効力を有する旧法第 1 2 条第 1 項の規定による熱供給事業法第 3 条の登録の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

(3) なお効力を有する旧法第 1 2 条第 2 項の規定による指定旧供給区域等の変更許可の取消し

なお効力を有する旧法第 1 2 条第 2 項の規定による指定旧供給区域等の変更許可の取消しについては、同項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (4) なお効力を有する旧法第12条第3項の規定による熱供給事業法第3条の登録又は改正法附則第51条第1項の許可の取消し

なお効力を有する旧法第12条第3項の規定による熱供給事業法第3条の登録又は改正法附則第51条第1項の許可の取消しについては、なお効力を有する旧法第12条第3項に取消しの基準が規定されており、更に具体的な基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (5) なお効力を有する旧法第16条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可の申請命令

なお効力を有する旧法第16条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されており、更に具体的な処分の基準を作成することが困難であるため、基準は作成しない。

- (6) 改正法附則第52条第5項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更命令

改正法附則第52条第5項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更命令については、同項に命令の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙1の「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙2の「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」に違反するものと認められる場合とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第50条第1項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準の廃止）

- 2 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第50条第1項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準（20160108資第3号）は、廃止する。

（熱供給規程料金算定要領の廃止）

- 3 熱供給規程料金算定要領（平成22・03・25資庁第3号）は、廃止する。

（熱供給規程料金審査要領の廃止）

- 4 熱供給規程料金審査要領（平成22・03・25資庁第4号）は、廃止する

(別紙 1)

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領

第 1 章 総則

1. 目的

この要領は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）附則第 50 条第 1 項に規定する義務を負うみなし熱供給事業者（以下「事業者」という。）が、改正法附則第 52 条第 1 項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更するときに同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に適合する料金（以下「指定旧供給区域熱供給規程料金」という。）を算定し、認可申請書、添付書類等を作成するための標準となる方法を定めることを目的とする。

2. 定義

この要領において使用する用語は、改正法、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成 28 年経済産業省令第 33 号。以下「経過措置省令」という。）、熱供給事業会計規則（昭和 47 年通商産業省令第 144 号）及び法人税法施行令（昭和 47 年政令第 97 号）において使用する用語の例による。

3. 認可申請書添付書類等

経過措置省令第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 3 号で規定する「説明書」のうち、経過措置省令第 3 条第 2 号の事項に関する説明書は、次のとおりとする。

- (1) 指定旧供給区域熱供給規程料金の設定及び変更（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による消費税及び地方消費税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」という。）又はその額に係る料金の表示の方法若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとするときは、様式第 1 から様式第 4 までの様式に基づき作成した資料
- (2) 消費税等相当額を含めた料金を使用するとき及び消費税等相当額又はその額に係る料金の表示の方法若しくは請求の方法を変更しようとするときは、消費税等相当額並びにその額に係る料金の表示の方法及び請求の方法に関する説明書

第 2 章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第 52 条第 1 項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第 3 項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月

の初日（以下「基準日」という。）を始期とする１年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

- （１）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、２．に定めるところにより算定するものとする。
- （２）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第２及び様式第３に整理するものとする。

２．個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

- （１）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

- ① 労務費（役員給与、給料手当、退職金、雑給及び厚生費をいう。以下同じ。）
労務費は、原価算定期間期首における支出予定額又は原価算定期間の開始の直前における支出額の実績及びこれらの額の原価算定期間中の変動を勘案して算定した適正な額とする。

- ② 燃料費、電力料及び冷温熱購入費
燃料費、電力料及び冷温熱購入費は、原価算定期間の開始の直前におけるこれらの額の実績又は原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値に時価を基礎とする適正な単価をそれぞれ乗じて算定した額とする。

- ③ 修繕費
修繕費は、原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費をいう。以下同じ。）の適正な見積額を合計した額とする。ただし、指定旧供給区域熱供給規程料金を変更する場合にあっては、次のＡ．及びＢ．の区分に定める方法により算定した額の合計額を修繕費とすることができる。

- Ａ．基準修繕費（計量器に係る修繕費を除く。）

事業年度ごとに製造設備、供給設備及び業務設備別に次の式により算定した額を基礎とした適正な額とする。

$$\frac{\text{原価算定期間の期首の帳簿原価} \times \text{原価算定期間の開始の直前2年間の経常修繕費の合計額}}{\text{原価算定期間の開始の直前2年間の各事業年度の期首の帳簿原価の合計額}}$$

なお、帳簿原価及び経常修繕費は、土地及び計量器に係るものを除いたものであって、工事費負担金等圧縮前のものとする。

B. 計量器修繕費

原価算定期間中に取替え、又は修繕する予定の計量器の数量に、それぞれ時価を基礎として適正に算定した計量器1個当たりの取替え又は修繕に要する費用を乗じて算定した額とする。

④ 減価償却費

減価償却費は、原価算定期間中に減価償却を行うべき熱供給事業固定資産（当該原価算定期間中に取得する予定のものを含む。）の取得価額（帳簿原価から工事費負担金等を除いたものをいう。以下同じ。）に対し、定額法（事業者がそのよるべき償却方法として定率法を採用している場合にあっては、定率法によることができるものとする。）により原価算定期間中の各月の損金経理すべき額として算定した額とする。

この場合において、耐用年数及び残存価額の算定は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他の関係法令の定めるところによるものとする。

⑤ 租税課金（法人税、住民税（法人税割を除く。）及び事業税（所得割を除く。））

租税課金は、次のA. 及びB. に定める方法により算定した額の合計額とする。

A. 固定資産税等の諸税は、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

B. 道路占用料等の公課は、原価算定期間が開始する前の時点において定められている公課及び原価算定期間中に新たに賦課されることが確実であると見込まれる公課の原価算定期間における賦課額の適正な見積額とする。

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

(2) 事業者は、営業費以外の費用として、原価算定期間における営業外費用、事業報酬、法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）の額を、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める方法により算定するものとする。

① 営業外費用

支払利息及び社債発行差金償却を除いた適正な見積額とする。

② 事業報酬

事業報酬は、次のいずれかとする。

A. レートベース（次のアからエまでの額の合計額をいう。）に事業報酬率

（事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全な熱供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定することができる十分な率として、事業者の財務の状況及び熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とする。）を乗じて算定した額

ア．固定資産帳簿価額

固定資産帳簿価額は、原価算定期間期首の固定資産帳簿価額と期末の固定資産予想帳簿価額（原価算定期間期首の固定資産帳簿価額に原価算定期間中に新たに取得する予定の固定資産の取得価額の想定値を加算した額から、それぞれ上記（１）④に定める方法により算定した減価償却費の額を控除した額をいう。）を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）とする。

イ．建設中の資産

原価算定期間中の建設仮勘定の各月の残高を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額とする。

ウ．繰延資産

原価算定期間中の繰延資産の平均残高とし、社債発行差金を除くものとする。

エ．運転資本

運転資本は、次の a 及び b に定める方法により算定した額の合計額とする。

a．原価算定期間中の営業費から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損及び退職給付引当金等引当金純増額等を除いた額の 1.5 月分

b．原価算定期間中の燃料及びその他貯蔵品の使用量の 1.5 月分に適正な単価を乗じて算定した額

B．借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

③ 法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）

法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）は、法人税法、地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

（３）事業者は、控除項目として、営業雑収益及び営業外収益等の額を、原価算定期間の開始の直前における営業雑収益及び営業外収益等の額の実績、原価算定期間中の需要想定等又はそのいずれかを勘案して適正に算定するものとする。

（４）事業者は、上記（１）、（２）及び（３）により算定した営業費、営業費以外の費用、事業報酬及び控除項目の額等を、様式第 1 に整理するものとする。

第3章 料金の算定

1. 総括原価の配分

(1) 事業者は、前章2. に定めるところにより算定された総括原価を、固定費（販売熱量にかかわらず生じる原価をいう。以下同じ。）と変動費（販売熱量に応じて変化する原価をいう。以下同じ。）に区分し、それぞれ次に定める比率により温熱、冷熱及び給湯（以下「需要種別」という。）に配賦するものとする。

① 固定費 原価算定期間中の需要種別の契約容量の想定値の合算の比率及び設備費の比率等を勘案した適切な需要種別の比率

② 変動費 原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した需要種別の使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値の比率等を勘案した適切な需要種別の比率

(2) 事業者は、(1) に定めるところにより需要種別に配賦した固定費及び変動費を様式第4第1表に整理するものとする。

2. 料金の決定等

(1) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、1. に定めるところにより配分された需要種別原価と、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く。）とが一致するよう設定するものとする。

(2) 事業者は、新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を様式第4第2表に整理するものとする。

(3) 事業者は、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入を様式第4第3表に整理するものとする。

(別紙 2)

指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領

第 1 章 総則

1. 基本方針

- (1) 改正法附則第 5 2 条第 2 項に規定する基準による同条第 1 項の指定旧供給区域熱供給規程の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 総括原価は、改正法附則第 5 2 条第 2 項第 1 号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なもの」となるよう別紙 1 「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」(以下「算定要領」という。)に基づき適正に算定しているか否かにつき、次章 1. の規定により、指定旧供給区域ごとに審査するものとする。
- (3) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、改正法附則第 5 2 条第 2 項第 2 号の「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」及び同項第 4 号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に該当するよう、算定要領に定める方法に基づき適正に算定要領様式第 4 第 2 表の熱料金総括表料金表(以下「料金表」という。)に記載しているか否かにつき、次章 2. の規定により指定旧供給区域ごとに審査するものとする。

2. 審査の結果の取扱い

審査の結果、申請された指定旧供給区域熱供給規程について補正の指摘をした場合にあっては、当該事業者が当該指摘に基づいて適正に補正したと認められるときは、当該申請に係る料金を認可することとする。

3. 用語の意義

この要領において使用する用語は、改正法、電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令(平成 28 年経済産業省令第 33 号)、熱供給事業会計規則(昭和 47 年通商産業省令第 144 号)及び算定要領において使用する用語の例による。

第 2 章 審査の方法等

1. 総括原価の算定に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金が改正法附則第 5 2 条第 2 項第 1 号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なものであること」を満たすことについての審査は、以下の観点から行うこととする。

(1) 営業費等

営業費等(総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下

同じ。)は、営業費等の項目ごとに、算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬

事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定要領第2章2. (2) ②A.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

② 事業報酬率

算定要領第2章2. (2) ②A.に定める方法に基づき、事業者が、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

③ 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

(3) 控除項目

控除項目は、項目ごとに、算定要領第2章2. (3)に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当か否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

2. 総括原価の配分に関する審査

総括原価の需要種別の配分は、算定要領第3章1.に定める方法に基づき、事業者が需要種別原価を適切に算定しているか否か、需要種別原価の算定方法及び算定根拠が妥当か否か、需要種別原価が互いに整合的か否か並びに配分比の算定方法が適切か否かにつき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

3. 料金の決定に関する審査

(1) 料金表に関する審査

料金表は、算定要領第3章2.に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(2) 収支相償に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金は、原価算定期間中の需要想定値により算定される指定旧供給区域熱供給規程の料金収入額が、総括原価と一致するように料金表を設定しているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(3) 「料金の額の算出方法」に関する審査

改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

(4) 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。

芦屋浜エネルギーサービス株式会社の
指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る審査上の主な論点

(1) 原価算定期間

原価算定期間の設定は合理的か。

(2) 需要想定

需要種別の需要（集合住宅（暖房・給湯）、業務用（暖房・冷房））の想定に当たって、合理的でない根拠を用いていないか。

(3) 経営効率化

申請事業者は、経営効率化の取組を行っているか。

(4) 役員給与

役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較して適正な水準であるか。

(5) 給料手当

給料手当のうち、従業員 1 人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）を基本に、電気業、ガス業及び水道業の平均値と比較して適正な水準であるか。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考とする。

(6) 退職金

人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）と比較して適正な水準であるか。

(7) 法定厚生費

健康保険料の事業主負担割合の法定下限が 50%であることを踏まえ、単一・連合やガス業・水道業等における健康保険組合の事業主負担割合と比較して妥当であるか。

(8) 燃料費、電力料

燃料費、電力料について、ガス小売事業者及び小売電気事業者（以下本項で「小売事業者」という。）からの相対購入価格が、他の小売事業者と比較して適正な水準であるか。

(9) 修繕費

原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費の見積額は適正か。

(1 0) 設備投資、減価償却費

設備投資について、原価算定期間に織り込んだ設備投資の対象は、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備であるか。また、設備投資の実施時期は適正か。

減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。

(1 1) 一般経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）

熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれているか。熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）が織り込まれていないか。

(1 2) 事業報酬

レートベースについては、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか。

事業報酬率については、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか。

(1 3) 法人税、住民税、事業税

関係法令に基づいて、適正に算定されているか。

(1 4) 料金設定等

基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか。また、全ての需要家に対して平等であるか。